

## すみだトリフォニーホールの管理運営事業の概要について

## 1 すみだトリフォニーホール設立経緯及びその概要

## (1) すみだトリフォニーホール設立の経緯

区は、国技館の両国復帰を祝って開催した「国技館 5000 人の第九コンサート」を契機として昭和 63 年に墨田音楽都市構想を掲げ「音楽都市づくり」をスタートし、区民の音楽文化にふれあう機会と場を提供するとともに本区と新日本フィルハーモニー交響楽団とのフランチャイズ提携の拠点としてすみだトリフォニーホールを開設した。

(開設：平成9年10月26日)

## ※墨田音楽都市構想

## 《5つの基本計画》

- 音楽定着化計画・・・音楽のフランチャイズ化（芸術家のホールへの定着）
- 音楽導入計画・・・音楽文化の導入（コンサート開催）と場所（ホール）の確保
- 地元育成計画・・・地域音楽団体への支援や育成、ジュニア・オーケストラの編成等
- 人材増強計画・・・音楽講師の増員・指導者の育成
- 施設拡充計画・・・音楽教室の拡充・既存施設の利用・文化会館の建設

## (2) 施設の概要

- ① 所在地 墨田区錦糸一丁目2番3号
- ② 建物概要 延床面積 20,062.25㎡  
鉄骨鉄筋コンクリート造り（一部鉄骨造り） 地下3階・地上9階  
大ホール（1,801席）、小ホール（252席）、楽屋（17室）、練習室（3室）
- ③ 特徴 新日本フィルハーモニー交響楽団とのフランチャイズ提携（S63）により、「オーケストラの住むホール」であり、同楽団による提携事業を実施している。
- ④ 利用料金

	利用料金（単位：円）				
	午前 (9～12)	午後 (13～16:30)	夜間 (17:30～22)	全日 (9～22)	後半日 (14～22)
大ホール	248,000	292,000	471,000	915,000	512,000
小ホール	12,000	22,000	35,000	58,000	/
練習室1	2,400	3,600	4,800	10,800	
練習室2・3	600	1,200	1,800	3,600	

※後半日の利用は、その前半日（9時～13時）をフランチャイズオーケストラが練習に使用する場合のみ利用可能となる。

## 2 すみだトリフォニーホール管理運営事業の取組み

### (1) 事業内容

平成 18 年 4 月 1 日より、(財)墨田区文化振興財団を指定管理者とし以下の業務を行っている。

- ① 音楽等に関する鑑賞事業の企画及び実施  
クラシックコンサート、各種ジャンルのコンサート等
- ② 音楽等の芸術文化の普及  
コミュニティコンサート・ふれあいコンサート
- ③ 芸術文化に関する情報の収集及び提供  
トリフォニーホール友の会の運営等
- ④ 区民等の芸術文化活動の育成  
区民音楽デー、新日本フィル名曲コンサートの制作協力、新日本フィルによる音楽指導事業、  
ジュニア・オーケストラの育成
- ⑤ 施設の利用、維持管理、修繕、環境整備等の管理運営業務

### (2) 利用者サービスの向上と運営コストの削減

- ① 利用者サービスの向上  
託児サービスの開始 (H21)、インターネットチケット販売 (H20)
- ② 区民等の芸術文化活動育成事業の拡充  
「名曲コンサート」(安価で良質な音楽鑑賞事業)開催日数増 (H21)  
「トリフォニーホール・ジュニアオーケストラ」の設立 (H18)
- ③ 情報提供方法の拡大  
新たな情報提供手段として無料オンライン会員の登録を開始 (H21)
- ④ 稼働率の向上  
練習室 3 について稼働率を改善 (日数利用率 78% (H20) →90% (H21))
- ⑤ 管理経費削減の実現  
委託方法の見直し等により経費削減を実現

### (3) 平成 21 年度の実績

	大ホール	小ホール	練習室 1	練習室 2	練習室 3
入場者数	197,193 人	43,487 人			
日数利用率	91%	97%	95%	96%	90%
区分利用率	76%	81%	83%	85%	73%

## 3 今後の取組み・課題等について

- (1) 施設の管理運営について、これまでの成果をふまえ、より一層のサービス向上と経費削減を図っていく。
- (2) 施設の老朽化に伴い、長期修繕計画に基づく設備の修繕・更新を行う。

平成21年度 すみだトリフォニーホール 指定管理対象事業実績報告書

事業名	事業実績	詳細
施設管理事業	すみだトリフォニーホールの管理運営 施設維持管理業務・施設貸出業務等	
計画修繕事業	すみだトリフォニーホールの長期修繕計画に基づく修繕及び改修 1 ITV監視カメラ・システム更新 2 調光制御システム直流電源装置交換 3 中央監視装置部品(ハードディスク)交換 4 大・小ホール舞台機構操作・制御部品(直流電源装置)交換 5 大・小ホール舞台照明調光装置直流電源装置類交換 6 すみだトリフォニーホール建物調査診断	
公益事業	I 音楽等の芸術文化の普及 1 新日本フィル・コミュニティコンサート2009(2回公演) 2 ふれあいコンサート II 区民等芸術文化活動の育成等 1 区民音楽デー実施 2 新日本フィル名曲コンサート等制作協力 名曲コンサート「クラシックへの扉」全9回13公演 新日本フィル 親子・サマー・ニューイヤー 3公演 3 新日本フィルによる音楽指導事業 4 トリフォニーホール・ジュニアオーケストラの運営・演奏会の実施 III 芸術文化に関する情報の収集及び提供	11/21 第一寺島小学校(400人)・立花吾嬬の森小学校(480人) 区内福祉施設等23箇所での室内楽コンサート 8/22・23 大ホール9団体・小ホール12団体参加 入場者数8,644人 入場者数 18,066人 3,798人 小学校26校・中学校13校 計39回実施 団員89名 練習56回 演奏会等8回実施 トリフォニークラブ友の会及び無料オンライン会員への情報提供(友の会2,013人 無料オンライン会員2,522人)
自主企画事業	音楽、演劇等に関する鑑賞事業の企画及び実施 I 財団主催事業(大ホール) 1 クラシック・コンサート 7公演 2 パイプオルガン・コンサート 1日2公演 3 地方都市オーケストラ・フェスティバル2010 オーケストラ公演 3公演 4 地方都市オーケストラ・フェスティバル2010 室内楽公演 2公演 5 コンテンポラリー・シリーズ 6公演 6 ホール探訪「バックステージ・ツアー」1日2回 7 公開リハーサル 2回 II 財団共催事業(大ホール) 1 新日本フィル定期演奏会 8回(16公演) 2 新日本フィル特別演奏会 3公演 3 新日本フィル室内楽シリーズ 8公演 4 新日本フィル公開リハーサル 11回 5 地方都市オーケストラ・フェスティバル 2公演 6 その他各種コンサート 12公演	入場者数 7,946人 ①1,323人 ②939人 3,012人 340人 ※小ホール 4,555人 ①83人 ②93人 ①46人 ②91人 18,118人 4,361人 1,560人 ※小ホール 2,192人 13,147人
人件費(共通)	事業課職員人件費	
人件費(施設管理事業)	ロビーマネージャー人件費	
人件費(公益事業II-4)	ジュニア・オーケストラ事務補助アルバイト人件費	

平成21年度 すみだトリフォニーホール指定管理対象事業 収支決算書

1 収入の部

補助金内訳	金額
区指定管理事業収入	500,648,000円
区指定管理事業収入(計画修繕事業)	22,000,000円
施設利用料金収入	132,264,230円
入場料収入	72,273,325円
入場券販売手数料収入	3,533,572円
基本財産利息収入	4,744,000円
会費収入	4,732,500円
その他の事業収入	5,821,519円
助成金収入	2,500,000円
文化庁拠点事業受託収入	9,000,000円
受取利息収入	1,626円
雑収入	2,196,766円
計	759,715,538円

2 支出の部

支出内訳	金額
施設管理事業費	(435,477,385円)
人件費	8,414,628円
施設管理費	427,062,757円
計画修繕事業費	16,111,935円
公益事業費	(80,682,688円)
人件費	1,130,996円
公益事業費	79,551,692円
自主企画事業費	136,385,586円
人件費(共通)	63,782,065円
計	732,439,659円

3 区返還額

補助金返還内訳	金額
計画修繕事業費	5,888,065円
人件費(共通)	9,373,003円
計	15,261,068円

4 次期繰越額

	金額
次期繰越額	12,014,811円

## 路上喫煙防止対策事業の概要について

### 1 路上喫煙等禁止条例制定の経緯及びその概要

#### (1) 条例制定の経緯

区では路上喫煙防止対策として、平成 12 年に制定された「すみだ やさしいまち宣言」の行動指針に基づき、マナーに訴える取組を行っていたが、通勤者や来街者の多い駅周辺などは「すみだ やさしいまち宣言」の運動では限界があった。そこで、パブリックコメントや住民説明会（コミュニティ懇談会等）を実施の上、「墨田区路上喫煙等禁止条例」を制定した。（平成 18 年 4 月 1 日施行）

#### (2) 条例の概要

路上でのたばこによる火傷被害や吸殻のポイ捨て防止について、区、区民等、事業者や関係機関の責務を明らかにし、公共の場所での安全向上や美化促進と快適な地域環境の確保を図ることを目的としている。その概要は、次のとおりである。

##### ア 区内全域

歩行喫煙及びたばこの吸殻のポイ捨てをしないよう努めなければならない（努力義務）

##### イ 推進地区の指定

道路上での喫煙及びたばこの吸殻のポイ捨てをしてはならない（禁止、罰則なし）

- ・ H18. 4. 1 から … 錦糸町駅周辺地区、両国駅周辺地区、押上駅周辺地区
- ・ H21. 10. 1 から … 曳舟駅周辺地区

##### ウ 重点地区の指定

道路上での喫煙及びたばこの吸殻のポイ捨てをしてはならない（禁止、過料 2 万円以下）

※現在、指定地区はない（推進地区の全部又は一部を指定できる）

### 2 主な路上喫煙防止対策事業の取組み

#### (1) 推進地区内の取組み

##### ア 啓発指導員による巡回パトロール（業務委託）

###### (ア) 委託事業者及び委託金額（22 年度）

- ・ (株) K S P（錦糸町、両国、押上）… 20,790 千円
- ・ (株) 都市整美センター（曳舟）… 3,721 千円

※いずれも一般競争入札による。なお、曳舟地区は「緊急雇用創出事業」として実施。

###### (イ) 業務内容

喫煙者への注意・指導、喫煙所への誘導、吸殻等の清掃活動等

###### (ウ) 配置及び実施時間

- ・ 各地区 2 人体制、毎日実施（1 月 1 日から 3 日を除く）
- ・ 平日 … 5 時間（押上、曳舟）、6 時間（両国）、8 時間（錦糸町）
- ・ 土日祝祭日 … 4 時間（押上、曳舟）、9 時間（錦糸町、両国）
- ・ その他、錦糸町駅前については、毎日朝 1 時間、吸殻清掃を実施している。

#### イ 路上喫煙禁止環境の整備

- ・喫煙禁止表示ブロック(埋込)や表示板(看板)等の設置
- ・喫煙所の設置
  - … 錦糸町駅2箇所<南口・北口>、両国駅1箇所、押上駅1箇所(再開発のため撤去中)
  - 曳舟駅2箇所<東武、京成>

#### ウ 路上禁煙推進連絡会の設置

- 区と区民(町会・自治会)、商店会、事業者、公共交通機関、JT等との情報連絡の場
- ・平成18年度設立…錦糸町駅周辺地区、両国駅周辺地区、押上駅周辺地区
  - ・平成20年度設立…曳舟駅周辺地区
  - ・21年度は各地区1回実施…錦糸町3/17、両国3/17、押上・曳舟(合同)3/18実施

### (2) 区内全域での取組み

#### ア 路上喫煙防止施策(条例)の普及啓発

- ・クリーンキャンペーン、すみだまつり等のイベントを活用したPR(ちらし、ポケットティッシュ、ステッカー等の配布・提供)
- ・ポスター掲示(全町会・関係機関に配布し掲示板等に掲示、区施設等に掲示)
- ・区報によるPR
- ・都バス車内において啓発放送を実施(平成21年4月から・都交通局の協力)

### 3 取組の成果

推進地区内では、条例施行前の平成17年度と比較するとポイ捨て量は着実に減少している。

また、推進地区の駅前にはPRや啓発指導員のパトロール等の効果もあり、喫煙所周辺を除き、目に見える形でマナーが守られるようになってきたとの声がある。

《吸殻ポイ捨て量・定点観測調査結果》

18年度 34.5本、19年度 33.6本、20年度 17.1本、21年度 22.0本

※定点観測調査とは

- ・毎月3日間、1日1回、7時30分～8時30分間に指定位置(各地区3箇所)の約2㎡内の吸殻の量を測定する。上記の結果は、定点3箇所における3日間の合計の吸殻本数を示している。

### 4 今後の取組み(課題等)について

東京スカイツリーの完成に伴い、来街者が大幅に増加することが想定される地域について、新たな推進地区として指定することにより、路上喫煙防止のための環境整備を図っていく必要がある。

## NPO等の市民活動支援事業概要について

協治（ガバナンス）の考え方を実践するため、住民の自主的な社会的取り組みであるNPOの育成とNPO等との協働を行なっていく。

### 1 NPO支援アドバイザー派遣

#### ◆概要

NPOを設立したいが、方法や申請書類の書き方がわからないといった団体に対して、行政書士や司法書士、あるいはNPO法人の設立経験者などの専門家をアドバイザーとして派遣することによって設立の支援を行う事業。1団体に対して年度内6回を限度としてアドバイザーを派遣している。

また、既にNPO法人を設立して活動していたが、なんらかの事情により休止状態になってしまったという団体に対して再生のためのアドバイザー派遣も行っている。こちらは年度内3回を限度として派遣している。

#### ◆派遣実績

◎平成17年度（予算執行額：1,050,000円）

団体名	派遣回数	NPO登記日
朗読の会・話輪和	6回（50,000*6）	平成18年 4月 4日
向島学会	6回（50,000*6）	平成18年 6月16日
てーねん・どすこい倶楽部	1回（50,000*1）	平成19年 4月 2日
雨水市民の会	4回（25,000*4）	平成18年 8月 4日
いきいき子育て応援隊	6回（50,000*6）	平成18年 4月14日

◎平成18年度（予算執行額：350,000円）

団体名	派遣回数	NPO登記日
国際経済文化交流センター	6回（50,000*6）	平成19年 4月10日
すみださわやかネット	2回（25,000*2）	—

◎平成19年度（予算執行額：175,000円）

団体名	派遣回数	NPO登記日
すみださわやかネット	5回（25,000*5）	平成19年11月15日
女性こども仕事	1回（25,000*1）	継続中
在宅介護ケア研究会（仮称）	1回（25,000*1）	継続中

◎平成20年度（予算執行額：300,000円）

団体名	派遣回数	NPO登記日
日本ラテンアメリカ友好協会	5回（50,000*5）	—
スポーツドアあずま	1回（50,000*1）	平成22年 6月15日（認証日）

◎平成21年度（予算執行額：125,000円）

団体名	派遣回数	NPO登記日
日本ラテンアメリカ友好協会	1回（50,000*1）	平成21年 4月16日
するところ	1回（50,000*1）	継続中
墨田リトル野球協会	1回（25,000*1）	継続中

## 2 すみだNPOフェスティバル・すみだNPOツアー&セミナー

### ◆概要

区内で活動するNPOのことを区民に知ってもらうため、平成18年度から、すみだNPOフェスティバル実行委員会（委員長：佐原滋元）と共催で、すみだNPOフェスティバルを実施している。

また、より広くNPO（非営利組織）のことを知っていただくことを目的に、平成21年度からは、当該実行委員会と共催で、墨田区内の主なNPOを訪問するバスツアーと、NPO活動の基本知識を学ぶセミナーを実施している。

### ◆過去の実績 フェスティバル

回	日 時	場 所	参加団体数	備 考
1	平成18年9月30日（土） ～10月1日（日）	すみだNPO テンポラリーオフィス （旧文花小学校）	18団体	環境ふれあい祭りと併催で実施
2	平成20年3月24日（月） ～3月28日（金）	墨田区役所1階 アトリウム	20団体	
3	平成21年1月26日（月） ～1月29日（木）	墨田区役所1階 アトリウム、会議室 2階 うるおい広場	29団体	
4	平成22年3月24日（水） ～3月29日（月）	墨田区役所1階 アトリウム、会議室、 ミニシアター	33団体	
5	平成22年9月（予定）	墨田区役所1階 アトリウム、会議室、 ミニシアター		

### ◆ツアー&セミナー

年度	日時	内容	参加人数
平成 21年度	平成21年 11月21日	<b>バスツアー</b> ・雨水市民の会 （すみだ環境ふれあい館・文花1-32-9） ・いきいきプラザ （文花1-32-2） ・向島学会 （墨東まち見せロビー・京島3-21-9） <b>セミナー</b> 「NPOと市民活動～学びあい、助け合うために」 講師：田中尚輝氏	27人          43人

### ◆協議会の設立

すみだNPOフェスティバル実行委員会は、平成22年5月に、すみだNPO協議会を設立した。これまで実行委員として関わってきたNPOや任意団体等が連携を図り、すみだのまちづくりと発展に寄与する団体として継続的な活動を行なっていく。（設立時点の会員団体数 34）

## 地域担当員制度の概要について

### 1 地域担当員制度（コミュニティライン）導入の経緯

今後の自治の構築のためには、単なる情報提供・収集だけでなく、区の持つ情報を区民と共有し、共に区の将来を考えていく必要があるとの考え方から、部課長が区の代表として、町会・自治会をはじめとする地域住民とのコミュニケーションを深めること等により、区政に対する信頼関係を築き上げていくことをねらいとして、平成9年5月に「コミュニティラインに関する要綱」を制定し、地域担当員制度をスタートさせた。

### 2 地域担当員の配置

区内を10のブロックに区分し、各地域ブロックにブロック長（部長級職員）を配置し、そのもとに町会・自治会を単位とする地域を担当する地域担当課長を配置する。

※平成22年度地域担当員 56人（ブロック長10人、地域担当員46人）

### 3 地域担当員の主な役割

#### （1）町会・自治会への情報提供

町会等から要望があれば、地域担当課長は、町会・自治会へ出向き、会長やその他の役員等から質問等があれば適切に対応し、区政に対する理解と疑問点の解消等を図る。また、区政に対する意見、要望、提案などがあれば所管部課へ連絡するなどの対応をする。

#### （2）町会・自治会で開催する行事等への参加

防災訓練など区の重要施策に関連した行事をはじめ、地域で開催する行事等に対して参加の機会をつくり、地域との連帯意識の形成を図る。

#### （3）コミュニティ推進活動助成金等の訪問説明

毎年5月頃に、町会・自治会との情報交換を兼ねて、町会・自治会長宅を訪問し、助成金の説明及び申請手続きを行う。また、その際、地域が抱える課題等を聞き取り、関係部署と連携を図り問題解決を図る。

### 4 コミュニティ懇談会の開催

区政情報を提供するとともに、地域の抱える課題について区と区民とがひざとひざを合わせて共に解決していくことを目的とした懇談会を、地域ブロック毎に、春と秋の2回程度開催する。

#### （1）参加者

ア 町会長・自治会長その他の役員等（各町会・自治会3人程度）

イ 地域担当員（部課長）等 ※区長が参加する場合もあり

#### （2）テーマ

ア 予算及び主要施策概要

イ その他周知すべき区政情報等

ウ 地域の抱える課題

## 5 ファクシミリの活用

平成9年度の制度開始時に、町会・自治会と区とのコミュニケーションツールとして、町会長・自治会長宅等にファクシミリを設置した。その後、平成20年度に希望する町会・自治会に対してファクシミリのリース提供を再開した。

## 6 実績等

### (1) コミュニティ懇談会の実施状況

年度	20年度		21年度		22年度
回	第1回	第2回	第1回	第2回	第1回
実施箇所	11	11	11	11	11
参加人数	419人	383人	395人	383人	406人

### (2) ファクシミリの提供（リース）

30団体（平成20年度開始：25団体、22年度開始：5団体）

## 7 平成22年度予算概要

682,000円

(内訳) ・コミュニティ懇談会（お茶代） 108,000円  
・ " (会場使用料) 80,000円  
・ファクシミリ・リース代 494,000円  
(新規対応10台分を含む)

## 伊豆高原荘管理運営事業の概要について

### 1 伊豆高原荘設立の経緯及びその概要

#### (1) 伊豆高原荘設立の経緯

昭和 54 年 1 月、区民の保養と健康増進を目的に、区制施行 30 周年を記念する施設（区立保養所）として開設した。

#### (2) 施設の概要

① 所在地 静岡県伊東市八幡野字磯道 1033 番地

② 建物概要 敷地 10,137.03 m<sup>2</sup>、延べ床面積 3,203.54 m<sup>2</sup>

鉄筋コンクリート造り（地上 2 階、地下 1 階、一部搭屋）、客室 26 室、139 名定員  
【地下 1 階】機械室、倉庫、従業員更衣室（兼休憩室）

【1 階】客室 5 室、広間（大・小）、談話室、売店、厨房、大浴場、家族風呂、事務室、警備員室

【2 階】客室 21 室、娯楽室

【屋上】 \*その他に庭園、従業員棟（365.72 m<sup>2</sup>）あり

### 2 伊豆高原荘管理運営事業の取組み

#### (1) 指定管理者制度の導入

平成 18 年 4 月 1 日より、以下の業務が、指定管理者によって担われている。

1. 伊豆高原荘の管理運営
2. 利用承認（受付業務から料金の徴収等まで）
3. 賄業務
4. 備品など施設等の維持管理（軽微な修繕工事を含む）

#### (2) 指定管理者制度導入の効果

指定管理者制度導入に伴う民間事業者の創意工夫により、サービスの向上が図られている。

- ・ 利用可能日の拡大（休館日：月 2 回・年間約 50 日→年 4 回・年間約 8 日）
- ・ 申込み開始日の繰上げ（2 ヶ月前→20 年度宿泊分から 6 ヶ月前）
- ・ 現地予約、現地精算の実施
- ・ ホームページの開設（空き部屋情報などの情報提供の充実）
- ・ 宿泊ポイントカードの発行（10 ポイントで 1 泊無料）
- ・ 食事の選択制導入（夕食：板長推薦コース等 3 コース、朝食：和食・洋食の選択等）
- ・ バスツアーの実施（8 月を除く毎月 2～3 回・2 泊 3 日） など

#### (3) 平成 21 年度の実績

営業日数（357 日）、宿泊利用者数（16,310 人、内訳：大人 14,348 人（88.0%）、子供 1,066 人（6.5%）、減額<sup>1</sup>大人 683 人（4.2%）、減額子供 22 人（0.1%）、無料宿泊<sup>2</sup>191 人（1.2%）

<sup>1</sup> 墨田区立保養所条例施行規則に基づき、母子家庭、生活保護受給者、身体障害者手帳（4 級以上）・愛の手帳・精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方等は、使用料が減額（半額）となる。

<sup>2</sup> 2(2)記載の宿泊ポイントカードの利用による。

### 3 今後の取組み・課題等

- (1) 高齢者の利用が顕著（60歳以上は約6割強、70歳以上は約4割）であり、施設の管理運営にあつて、十分な配慮や注意が必要となっている。
- (2) 現在、平成23年4月1日から平成28年3月31日までの指定管理者の募集・選定手続きが進められている。
- (3) 今後、施設の老朽化に伴い、大規模修繕の必要性が見込まれる。また、利用者ニーズに合わせた施設の大規模改修（エレベーター・各室へのトイレの設置など）も必要になっている。

## 協治の仕組みづくり(協治(ガバナンス)の人づくり)事業概要について

### 目的

- 1 地域における協治(ガバナンス)の担い手を発掘する。
- 2 担い手の後継者を育成する。
- 3 1と2のネットワークにより、地域の協治(ガバナンス)を推進する組織体への発展を目指す。

### 趣旨

協治(ガバナンス)の推進を図るためには、実践活動を担う地域の人材育成が必要である。現在、さまざまな地域活動の担い手として協治(ガバナンス)の3つの力を発揮できる人達を講師(=わがまちコーディネーター)として、人材育成の輪を広げていく。今後の区民活動センター等の整備に併せ、地域活動の拠点運営にふさわしい中間支援組織(地域人材育成機構)への発展を目指す。

### 3つの実施方針

- 1 協治(ガバナンス)を地域に普及・PRする。
- 2 協働を育てながら実施する。
- 3 着実なコーディネーターの創出を継続する。

### この事業の言葉の定義

#### 1 わがまちコーディネーター

コーディネート 「対等にする」「整理する」「調整する」が原意。

地域活動を担い手として実践し、またその活動に係わる人や組織を コーディネートしている人材のこと。

#### 2 地域活動

すみだの区民と地域の福祉を増進する活動、地域課題を解決する活動であり、そこに住む人々と良好に  
関係して実践している活動。

#### 3 委員

##### (1)アドバイザー

わがまちコーディネーターが担い手を務める団体等と区や関係機関との中間的立場で、協働による、協治  
(ガバナンス)の普及・PR事業の企画や運営のアドバイスを行う委員。

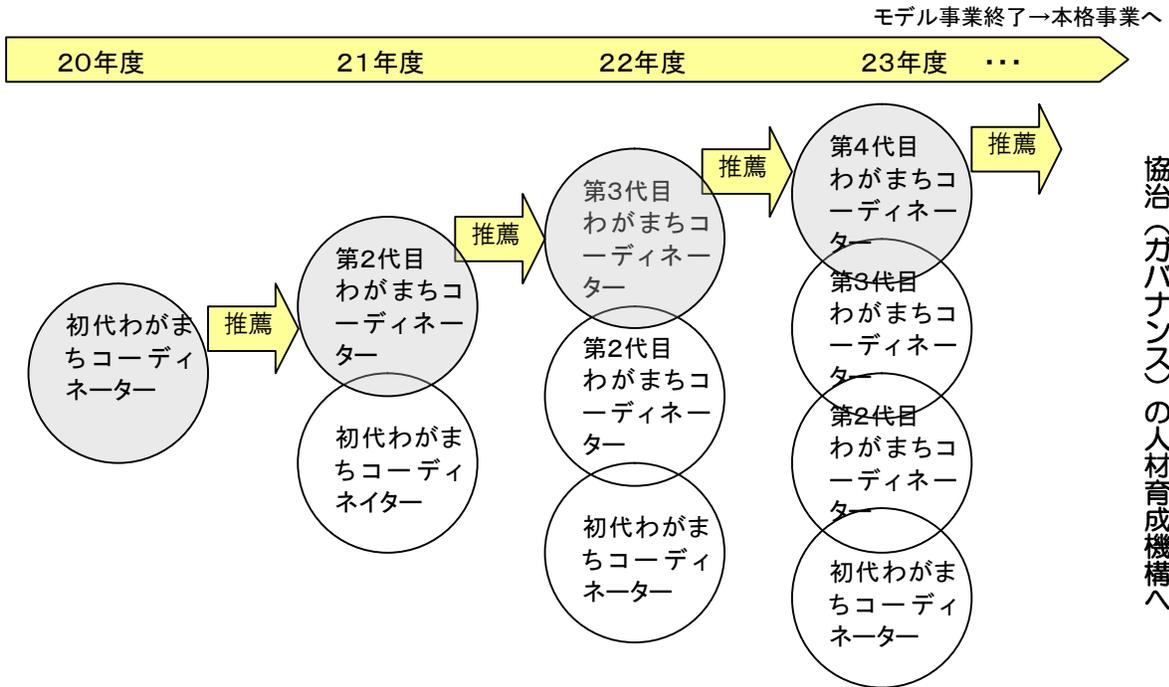
##### (2)サポーター

それぞれの研究題材として事業の取材活動を行いつつ、PR促進や資料づくりなどのサポートを行う委員。

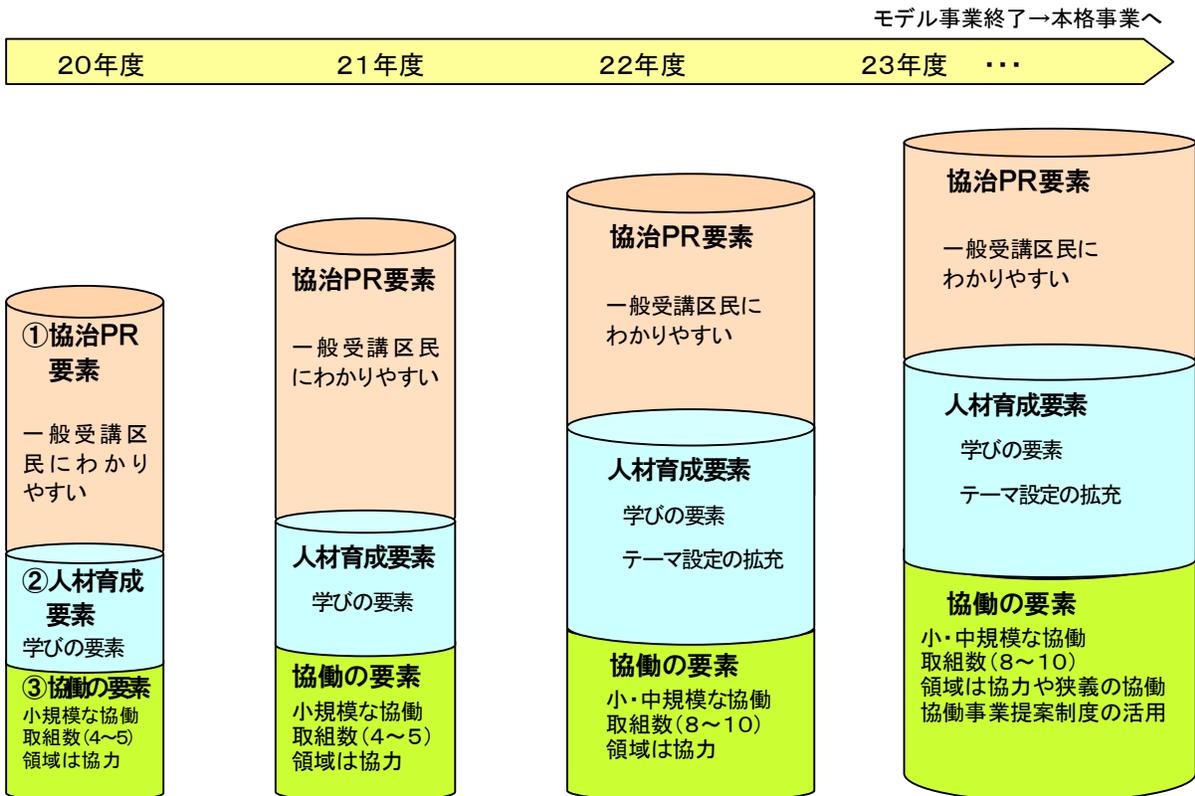
#### 4 企画運営会議

各委員が当該事業の目的を共有し、地域人材育成を推進するための各年度の事業企画やその実施方法等について検討を行う場。

質を重視した人材育成推進イメージ



各年度事業の成長イメージ



- ① 協治PR → 対象は一般受講区民。協治(ガバナンス)を知る力の育成を重視。
- ② 人材育成 → 対象はわがまちコーディネーター候補者 人をつなげる力を発揮することを重視。
- ③ 協働 → 対象は協働に取り組む参加団体。行動する力を発揮することを重視。

# わがまちコーディネーター創出支援モデル事業の流れ図

## ステップ1

選任（要綱第2・5条関係）

**わがまちコーディネーター創出事業スタート**  
わがまちコーディネーター

## ステップ2

講師養成（要綱第4条関係）

**企画運営委員会**  
わがまちコーディネーターが協治（ガバナンス）について学習し合い、役割を認識し合う場

**アドバイザー**  
● 地元町会等、関係機関等とのつなぎ調整役  
● 講座等の企画運営へのアドバイスなど

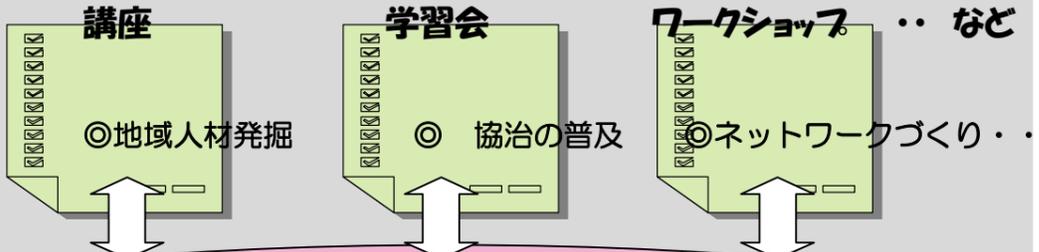
**サポーター**  
● 講座や学習会のチラシ・テキストなどの作成支援  
● 報告会の資料作成 など

- 協治（ガバナンス）の普及
- 地域の人材発掘
- ネットワークづくり
- ・・・などについて、学習する。

企画運営委員会で随時検証

わがまちコーディネーター・アドバイザー・サポーターが区と協働で実施

**モデル講座・学習会の実践**  
（要綱第3条関係）



- 地域にかかわりたいがきっかけがない若い世代や団塊世代
- ガバナンスについて知りたい人
- 地域のために貢献したいがやり方がわからない勤め人層など
- ガバナンスを活用して地域でのイメージアップをしたい事業主など

映像・ガイドブックの活用



## ステップ3

## ステップ5

**次年度のわがまちコーディネーターを推薦**  
（要綱第7条関係）

協治（ガバナンス）の意義を再確認

## ステップ4

3月

**一年度成果報告会の開催**  
今年度実施したモデル講座・学習会の総括と、地域のか、住民力による地域ガバナンス推進についての小講演など

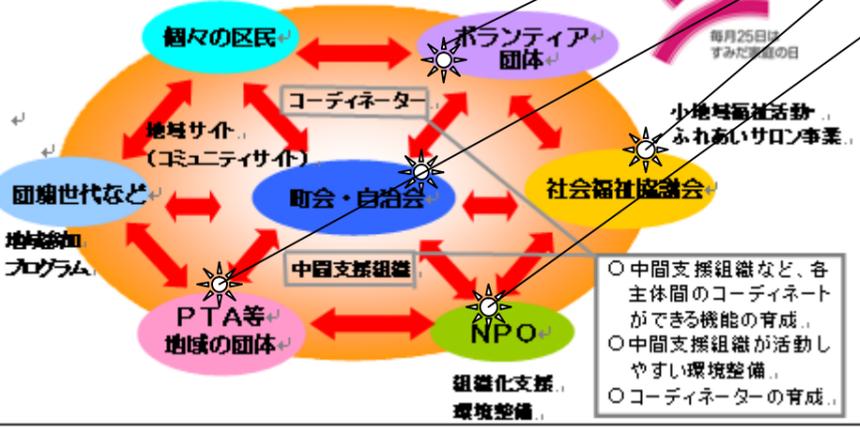
一般区民も参加

地域自らの力によるコミュニティの人材発掘

企画運営委員会による報告会の実施

参加

- 《具体的な取り組み（案）》  
[協治（ガバナンス）の仕組みづくり報告より]
- 団塊の世代の地域活動への参加プログラムの開発
  - 地域の中の中間支援組織<sup>2</sup>・コーディネーター育成支援
  - 地域サイト（コミュニティサイト）の開発・機能拡充
  - 「わがまち通信局」支援事業<sup>3</sup>の継続
  - やさしいまちメイト（仮称）事業<sup>4</sup>の創設
  - 地縁・志縁コミッション事業<sup>5</sup>の創設
  - 小地域福祉活動・ふれあいサロン事業<sup>6</sup>の展開 など



- 中間支援組織など、各主体間のコーディネートができる機能の育成
- 中間支援組織が活動しやすい環境整備
- コーディネーターの育成

条例検討・事例集・ガイドブック実践編などに活用

## すみだ地域サイト管理・拡充・普及事業概要について

## ◆概要

すみだ地域応援サイト「いっしょにネット」(<http://www.sumida25.net/>)は、区内で活動している団体が、自ら情報発信することができる地域ポータルサイト（ホームページ）である。

地域で活動している団体の情報を広く発信することによって、団体の認知度を高めるとともに、活動に参加したいという仲間の輪が広がることや団体同士の横のつながりが生まれ、地域活動が活性化することを目的としている。

コンセプトは「つながってまちづくり・ひとづくり」であり、平成19年2月25日に開設された。

管理・運営等については、平成18年度～20年度までは「NPO・えん」、平成21年度は「コミュニケーションデザインインステテュート株式会社」に委託している。

## ◆登録団体数・アクセス数・経費の推移

	登録団体数	アクセス数	経費【管理運営保守】
開設(19年2月25日) (平成19年3月31日)	92団体	5200件	1,000千円
開設1年 (平成20年3月31日)	115団体	27,530件	3,358千円
開設2年 (平成21年3月31日)	150団体	54,000件	2,888千円
開設3年 (平成22年3月31日)	180団体	80,250件	2,888千円

平成22年7月7日現在 197団体 アクセス：89,226件

## ◆登録の条件

区内で活動している5人以上の団体なら、原則としてどの団体でも登録できる。

町会・自治会、ボランティア団体、サークル、NPOだけではなく、企業・店舗でも登録可。ただし、企業・店舗が登録する場合は、「やさしいまちメイト」にもなることが条件になる。また、NPOは協賛しなくても「いっしょにネット」に登録することはできるが、「やさしいまちメイト」にもなりたい場合には協賛が必要。

※やさしいまちメイトとは…「すみだ やさしいまち宣言」や「すみだ 家庭の日」運動の趣旨に賛同して、その推進活動や協賛を行っている団体。

## ◆いっしょにネット小冊子「まちing すみだ！」の作成

「いっしょにネット」と「やさしいまちメイト」の認知度を高め、インターネット環境を持たない区民にも事業をPRするため、小冊子「まちing すみだ！」を作成・配布している。

## ◆いっしょにネット登録団体交流会の開催

「いっしょにネット」の登録団体が、ネット上だけではなく実際に集まって交流し、団体間のネットワークを広げるきっかけとするため、登録団体交流会を開催している。